

※施設記入欄

月

日

## 岡崎市民会館施設利用仮申請書

令和 年 月 日

一般社団法人

岡崎パブリックサービス

代表理事様

登録No.

申請者名(団体及び個人)

住所

責任者名(団体のみ記入)

担当者名(団体のみ記入)

電話(連絡先)

電話(携帯)

次のとおり市民会館の施設利用を仮申請します。

利用の日時 (準備・片付の時間も含める)	令和 年 月 日 曜日 時 分から 令和 年 月 日 曜日 時 分まで ( 日間)
利用の箇所	ホール 楽屋 ( A ・ B ・ C ・ D ・ E ) 甲山会館 控室 リハーサル室 ( 1 ・ 2 ・ 3 ・ 楽屋 ・ 控室1 ・ 控室2 ) 集会室 ( 大会議室 ・ 中会議室A ・ 中会議室B ) ( 小会議室A ・ 小会議室B ・ 会議室(1階) )
催事名	① 開場: 時 分 開演: 時 分 終演: 時 分 ② 開場: 時 分 開演: 時 分 終演: 時 分
その他	物品販売 来場予定人数 人 あり・なし 市民会館ホームページや情報誌のイベントカレンダーに掲載 可・不可
	入場方法 ( 入場券 ・ 会員券 ・ 整理券 ・ 関係者 ・ 自由 ) 入場料金 ( A 円 ・ B 円 ・ C 円 ・ 無料 )

## 【約束事項】

- ① ホール・甲山会館については利用日前30日、その他の施設については利用日の前5日までに使用料を納めて下さい。
- ② 解約又は変更する場合は、ただちに当館へ連絡して下さい。キャンセル料が発生する場合がございます。
- ③ 利用の権利は他人に譲渡したり、転貸することはできません。
- ④ 利用時間には準備・片付の時間も含まれます。利用後は必ず原状復帰して下さい。
- ⑤ 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったときや警報等により、利用前であったり利用中であっても利用承認を取り消す場合があります。この場合において利用者が損害を受けても、市及び指定管理者はその責めを負わず、損害の補償をいたしません。

岡崎市民会館

〒444-0072 愛知県岡崎市六供町字出崎15番地1

TEL:(0564)21-9121 FAX:(0564)21-6973